

議案第 1 3 7 号

澁川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

澁川市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年澁川市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第 3 条第 2 号中「規定する病院」を「規定する病院等」に改め、同条第 3 号中「入院した」を「入院等をした」に改める。

第 4 条の見出し中「納期」を「納期等」に改める。

第 5 条第 4 項中「うるう年」を「閏年」に改める。

附則第 2 項中「同条」を「同項」に、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合」を「年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第 2 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正及び条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（趣旨）</u> 第1条 （略）</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 （1） （略） （2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際渋川市に住所を有していた被保険者 （3） 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に<u>入院等をした際</u>渋川市に住所を有していた被保険者 （4）・（5） （略）</p> <p>（普通徴収に係る保険料の納期等） 第4条 （略）</p> <p>（延滞金） 第5条 （略） 2・3 （略） 4 第1項に規定する年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>附 則 1 （略） （延滞金の割合等の特例） 2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割</p>	<p><u>（市が行う後期高齢者医療の事務）</u> 第1条 （略）</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 （1） （略） （2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（<u>法第55条第1項に規定する病院</u>をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際渋川市に住所を有していた被保険者 （3） 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に<u>入院した</u>際渋川市に住所を有していた被保険者 （4）・（5） （略）</p> <p>（普通徴収に係る保険料の納期） 第4条 （略）</p> <p>（延滞金） 第5条 （略） 2・3 （略） 4 第1項に規定する年当たりの割合は、<u>うるう年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>附 則 1 （略） （延滞金の割合等の特例） 2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割</p>

